**SIPS理事への業務委託について**

1. SIPS定例業務の委託

一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会（SIPS）の事業活動の内、理事会で必要と認めた作業は、必要に応じて業務執行理事が所長を務めるビジネスインフラ研究所（所長　菅又久直）に委託する。

* 委託内容には次の作業を含む。
* SIPS事業のプロジェクト管理
* 会議（総会、理事会、幹事会、TC154会議等）資料の作成
* SIPS WEB及びレジストリの更新
* 国際会議報告
* その他、理事会で必要と認めた作業
* 菅又久直理事へのSIPS定例業務委託予算：約117万円（消費税を除く）

1. 受託収益事業遂行のための委託

　デロイト トーマツテレワークセンター株式会社より、経済産業省「2025年度貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金」の一環として受託した「国際標準に準拠した貿易分野データ連携促進に係る業務」の一部を、菅又久直理事及び遠城秀和理事に委託する。

* + 菅又久直理事への委託予定金額：約69万円（消費税を除く）
* 貿易分野データ連携促進に関わる国際標準の整備
* 国連CEFACTフォーラムへの参加
* 国際標準に基づいたデータ連携を行うためのガイドライン策定
* プロジェクト管理及び報告書作成
  + 遠城秀和理事への委託予定金額：約18万円（消費税を除く）
* 国際標準に基づいたデータ連携を行うためのガイドライン策定支援

　以上の委託事業は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条」（注1）に基づき、社員総会に承認を求めることとする。

（注１）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条

1. 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

1. [民法（明治二十九年法律第八十九号）第108条](https://ja.wikibooks.org/wiki/%E6%B0%91%E6%B3%95%E7%AC%AC108%E6%9D%A1)の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。